

## 出入り業者みなさまへのお願い [重要]

現在、沖縄県内は新型コロナウイルス感染症が拡大しており、当院としても院内への感染持ち込み防止について一層の強化を図る必要があります。

つきましては、院内に出入りする業者について一部制限を実施し、注意事項を次のとおり定めることとなりましたので、注意事項の厳守について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

### 【各業者あて注意事項】

- ① 当面の間、当院へ入館できる業者は「納品」「機械メンテナンスや工事」または「院内職員からの要請に基づき来院」の用務がある者に限定する。
- ② 営業・PR活動・ご挨拶等の不要不急の立ち入りについては、当面の間、一切禁止する。
- ③ 「納品」「機械メンテナンスや工事」または「院内職員からの要請に基づき来院」の用務がある者については、入館管理名簿に必要事項を記載しなければならない。
- ④ 当院に入館しようとする業者のうち、次に掲げるア～クのいずれかにあてはまる場合は、入館を許可しない。
  - ア. 発熱(37.5以上)がある者
  - イ. 咳、鼻水等の風邪症状を呈する者
  - ウ. 所属会社内または所属機関内に陽性確定者または濃厚接触者がいる場合で、陰性証明書が提示できない者
  - エ. 同居家族に濃厚接触者がいる場合で、陰性証明書が提示できない者
  - オ. 不織布マスクを着用していない者  
※布マスク、ウレタンマスクのみ着用の場合は入館を断る。
  - カ. 体温測定を拒む者または体温測定に対してクレームを申し出る者
  - キ. 入館管理名簿の記載を拒む者または入館管理名簿の記載に対してクレームを申し出る者
  - ク. 院内職員からの要請に基づき来院した場合で、3名以上により入館しようとしている者  
※2名以下での入館に改める場合は除く。できるだけ1名に限定するのが望ましい。
- ⑤ 連日にわたって「納品」または「機械メンテナンスや工事」の場合でも、日付が異なる場合は改めて入館管理名簿に必要事項を記載し、体温測定に応じなければならない。
- ⑥ 入館管理名簿の記載が済んだ者は、係員から「入館許可証」を受け取り、退館するまで着用しなければならない。なお退館時に「入館許可証」は係員に返却すること。  
※連日にわたって「納品」「機械メンテナンスや工事」の場合は返却不要。